

ユニバーサルサービス政策委員会(第50回)
ユニバーサルサービス制度における交付金・
負担金の算定等に関するワーキンググループ
(第7回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2026年4月7日

はじめに

- **我が国の通信インフラは、**固定電話サービスを全国に広くあまねく安定的に提供することを目的としたメタル回線基盤の整備に始まり、その後の社会・技術の変化に応じて、ブロードバンドサービスの提供を目的とした光ファイバやCATV網、モバイル網など多様な基盤の整備が複数の事業者によって多層的に進められてきたところ、近年、社会全体のデジタル化が加速する中において、我が国の国際競争力強化、産業・行政の効率化、少子高齢化や防災等の**社会課題の解決手段を支える基盤としてその重要性はさらに高まっています。**
- 一方で、少子高齢化と労働人口減少に伴う技術者の高齢化と後継者不足により、通信インフラの構築・保守人員の確保は年々厳しさを増してきていることに加え、インフレの進展に伴う物価高が続く中、ベンダーや委託先会社からの価格転嫁の要請に適切に対応していく社会的な責任や、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への事前対策・復旧対応の必要性を踏まえると、**設備効率化等の事業者独力でのコスト削減努力だけで将来にわたって通信インフラを安定的に維持し続けることは非常に困難な状況を迎えています。**
- とりわけ、**メタル設備を利用した加入電話は、**従来から需要減に伴う赤字の拡大が続く中、今般、メタル設備の老朽化・維持限界を踏まえ、2035年頃のサービス終了に向け代替サービスへの移行を進めることとしていますが、**移行完了までの間も、お客様に安定したサービスを提供するため、設備を維持し続ける必要があるところ、収入の減少に応じたコスト削減が困難であることから、赤字のさらなる拡大は避けられない状況**となっています。
- これまでのユニバーサルサービスに係る通信政策においては、安定的なサービス提供の確保とコスト効率化の双方を志向してきたところですが、このような通信インフラを取り巻く社会状況の変化を踏まえれば、**安定的なサービス提供の確保により重点を置いた政策へと転換していく必要がある**と考えます。そのためには、**現行のユニバーサルサービスや今後整理される最終保障提供責務に係る交付金制度の拡充に加え、モバイルサービスや新技術の一層の活用を図ることで、複数の事業者が共同でユニバーサルサービスを支えていく環境を整えることが不可欠**と考えます。

以上の観点を踏まえ、持続可能な「皆で支えるユニバーサルサービス制度」を具現化していくためのご提案をさせていただきます。

1. 交付金算定方法に係る論点

1. 現行の第一種交付金制度の見直し [検討事項③]
2. 現行の第二種交付金制度の見直し [検討事項④]
3. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 [検討事項②]

2. 上記以外の論点

1. 交付金算定方法に係る論点

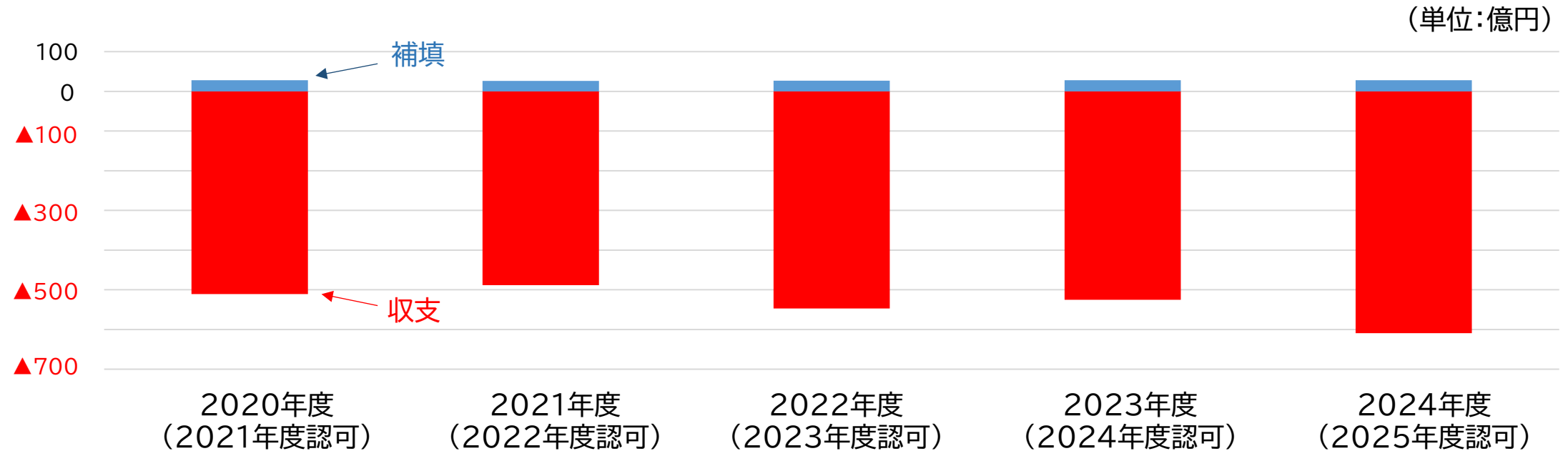
1. 現行の第一種交付金制度の見直し [検討事項③]
2. 現行の第二種交付金制度の見直し [検討事項④]
3. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 [検討事項②]

2. 上記以外の論点

1-1-1. 加入電話(基本料)の収支状況について

- 加入電話(基本料)について、これまで赤字額に対する補填は一部に留まっており、残りの赤字額はNTT東西の他の事業の収益で賄わざるを得ない状況が続いています。
- 直近の2024年度実績では、加入電話(基本料)の赤字額の▲609億円に対して、補填額は28億円に留まっています。

<加入電話(基本料)に係る収支 及び 補填額の状況 (東西合計) >



収支	▲511億円	▲488億円	▲547億円	▲525億円	▲609億円
補填額	28億円	26億円	27億円	28億円	28億円

1-1-2. 移行期の加入電話のコストについて

- ▶ サービス移行期においては、加入電話の需要減は加速していく一方、お客様に安定したサービスを提供するために、メタル設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等は引き続き行う必要があり、**ユーザ減に応じてリニアにコストを削減することができないことから、固定電話全体の赤字の更なる拡大は避けられない**と考えています。

(加入電話の需要減に伴ってリニアにコストを削減できない理由)

- ✓ メタル回線は、利用者毎に専有して利用する回線を数十～数百本のロットで束ねたメタルケーブル単位で構築・保全するため、当該ケーブルに収容している全ての回線が光・モバイルに移行するまで当該ケーブルの撤去を行えないこと
- ✓ 回線数の多寡によらずエリア毎に必要となる保守工程(下記参照)があること、また、保守人員の効率的な活用の観点から、拠点ごとに一定の規模以上のエリアをカバーする体制構築を行っていることから、エリア全域のメタルケーブルの撤去が完了しないと、エリアごとに係るコストが削減できないこと

<回線数の多寡に因らずエリアごとに必要となる保守工程(例)>

- ① 災害等によるケーブル復旧(ケーブル張替等)
- ② 倒木等による伐採(ケーブル保護)
- ③ 局外収容装置等の保守、電気代
- ④ ケーブル浸水防止(ガス供給装置保守、ガス漏洩補修、ボンベ交換等)
- ⑤ 土地所有者等の折衝(占用申請、料金支払い等)



① 車両等被害によるケーブル復旧



② 倒木の伐採によるケーブル保護



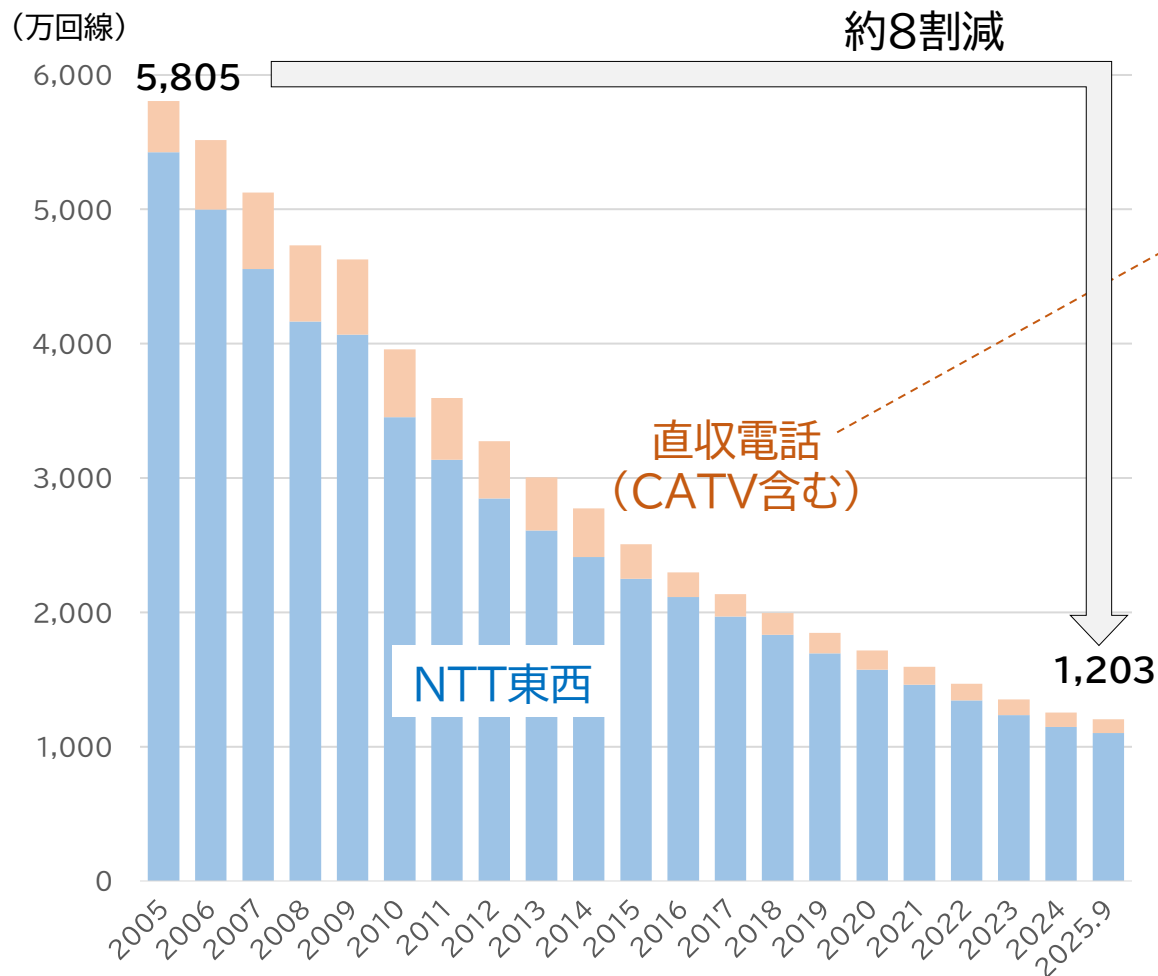
④ ガス漏洩探索・ガスボンベ交換

1-1-3. 第一種交付金制度(加入電話)における算定方法の見直しの方向性について

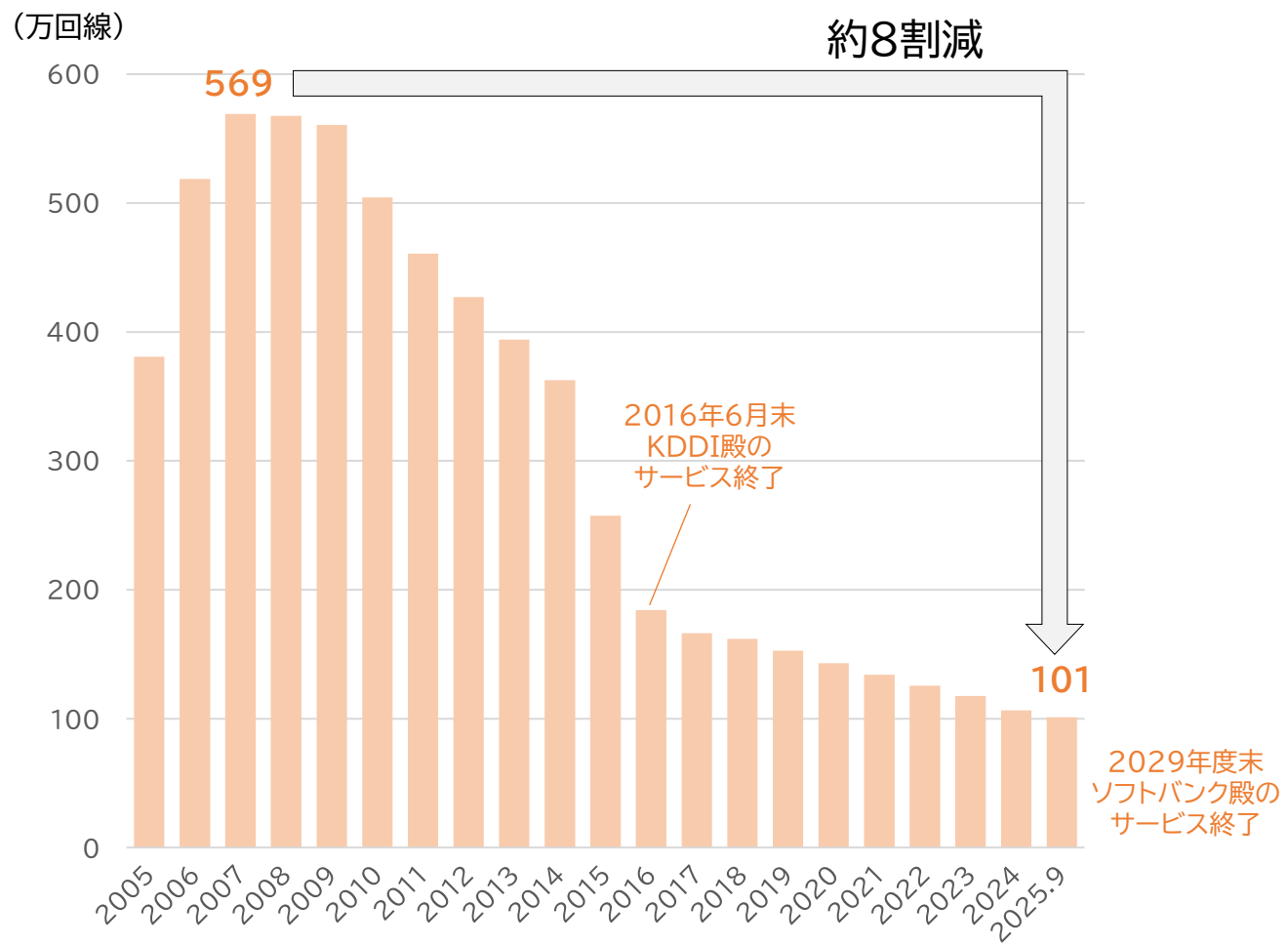
- 加入電話(基本料)の赤字額に対して補填額が一部に留まっているのは、以下の前提のもと、ユニバーサルサービスに係る交付金制度の整理が進められてきたことに起因していると考えています。
 - ✓ 交付金算定にあたっては、固定電話網の非効率性の排除が必要とされたこと(LRICモデルによる算定)
 - ✓ 固定電話市場は一部の不採算地域を除き、サービスの採算を確保できる競争市場であるとし、**競争の行われていない不採算地域の赤字に限定して補填が行われていること**(回線単価上位4.9%に限った補填)
 - ✓ 固定電話の赤字拡大に応じた負担金増に伴う**国民負担の増大の回避が事業者負担の増大より優先されたこと**(+2σ制度の導入)
- しかしながら、現行の交付金制度が整理されてから約20年が経過し、**当時の前提は大きく変化**しています。
 - ✓ 2035年頃に加入電話のサービス終了が予定されている中、最新技術による設備を前提としたLRIC方式により算定された**料金をベンチマークとして用いるコスト効率化(効率的な設備への更改対応等)を行うことは現実的に不可能**であること
 - ✓ 現行制度導入以降、固定電話(加入電話およびドライカップ等を用いた他社直収電話)の縮退が進み、契約者数はピーク時に比べ約8割減少するとともに、他社の撤退により、現時点直収電話を提供する事業者は1社のみ(当該事業者も2029年度末にはサービス終了予定)となっている状況を踏まえれば、**固定電話市場においては、エリアによらず競争事業者が加入電話と同様の設備形態(固定回線)で新規参入することが想定されない不採算地域**になっていると考えられること(参考1)
 - ✓ 加入電話に係る設備効率化・コスト低減等の取り組みを進めてきた結果、**赤字額・番号単価は縮小**していること(現状2円/電話番号)(参考2)

(参考1) 固定電話の契約数推移

＜固定電話の契約数推移＞



＜直収電話(CATV電話含む)の契約数推移＞



出典：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ」(2025年12月末)

(参考2) 加入電話の交付金額(東西計)・番号単価の推移

	2006年度 認可	2007年度 認可	2008年度 認可	2009年度 認可	2010年度 認可	2011年度 認可	2012年度 認可	2013年度 認可	2014年度 認可	2015年度 認可
赤字額(加入電話)	▲458億円	▲798億円	▲1,204億円	▲1,262億円	▲1,136億円	▲1,058億円	▲1,032億円	▲975億円	▲775億円	▲777億円
交付金額(加入電話)	120億円	92億円	138億円	145億円	110億円	71億円	35億円	30億円	30億円	30億円
番号単価(電話ユニバ)	7円	6円	8円	8円	7円	5円/3円※	3円	3円	2円	2円/3円※

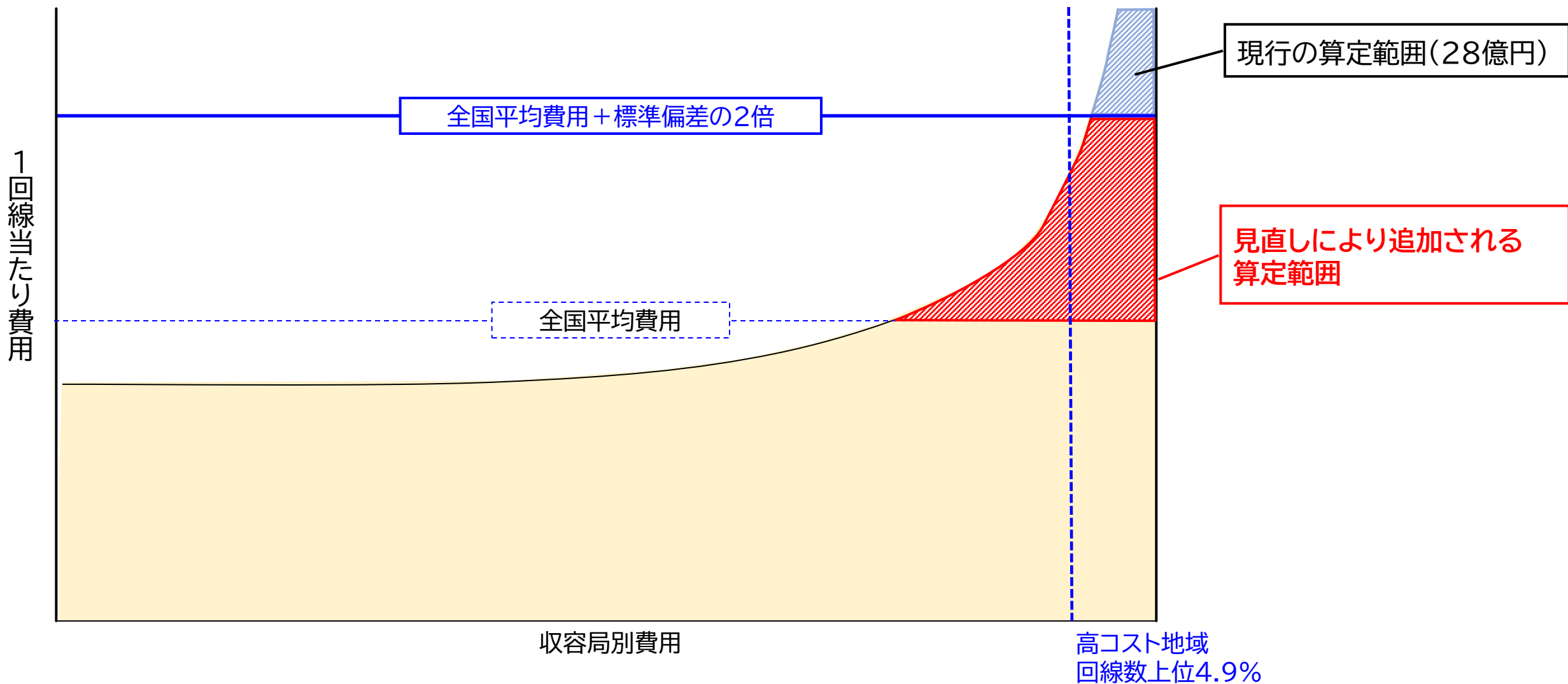
	2016年度 認可	2017年度 認可	2018年度 認可	2019年度 認可	2020年度 認可	2021年度 認可	2022年度 認可	2023年度 認可	2024年度 認可	2025年度 認可
赤字額(加入電話)	▲777億円	▲755億円	▲499億円	▲361億円	▲536億円	▲511億円	▲488億円	▲547億円	▲525億円	▲609億円
交付金額(加入電話)	31億円	29億円	28億円	28億円	28億円	28億円	26億円	27億円	28億円	28億円
番号単価(電話ユニバ)	2円/3円※	2円	2円/3円※	2円	3円	2円	2円	2円	2円/3円※	2円

※年度途中で単価見直し

1-1-4. 現行の第一種交付金制度の算定方法の見直しについて

- 本来はLRICモデルを用いること自体の見直しについて議論すべきと考えますが、直ちに見直しを行うことが困難であれば、前述の交付金制度が整理された当時の前提に関する状況変化や移行期における赤字拡大の状況を踏まえ、少なくとも**以下の点について見直しを行うことが必要**と考えます。(参考3)
 - ① **補填額算定のベンチマーク水準を「全国平均費用+2σ」から「全国平均費用」へ見直し**
 - 「全国平均費用+2σ」は国民負担増大の回避を目的に「**当分の間**」の措置として**時限的に採用**されたものであること(2006年度認可の補填額に基づく番号単価(7円/電話番号)と同等水準に抑制(2007年9月20日「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について」答申)
 - ② **補填対象を回線単価上位4.9%の回線が收容されている收容局から全收容局へ見直し**
 - 市場の縮退が続く固定電話は既にエリアによらず競争が発生しえない状況となっているため、**補填対象を一部の非競争地域に限定する基準(回線単価上位4.9%)を設ける必要はないこと**
- これらの見直しを行ったとしても、番号単価は6円程度に留まると想定され、**全国平均費用+2σが導入された当時の番号単価(8円)を下回る見込み**(参考4)(①のみ見直した場合: +2円、①+②を見直した場合: +4円)
- また、現状、NTT東日本とNTT西日本の**赤字額と交付金額の比率には一定の格差**(東日本の場合、交付金額は赤字額の約7%、西日本は約2%)が生じていますが、算定方法の見直しにより格差が拡大する場合には、交付金額に大きく影響を与えない範囲でその**格差を是正する方策(加入者回線単価(東西別平均)について全国平均の値を用いる等)**について別途整理いただきたいと考えます。

(参考3) 現行の加入電話における交付金制度の算定方法



(参考4) 算定方法の見直しに伴う交付金額・番号単価の変動見込み

算定方法の見直しによる影響（現行算定方法との差額）

	2026年度認可(予測)		
	現行算定方法	①全国平均費用への見直し	①全国平均費用への見直し + ②全收容局への見直し
番号単価（電話ユニバ）※1	2円	+2円	+4円
(参考) 交付金額（加入電話）※2	29億円	+53億円	+120億円

※1 番号単価(電話ユニバ)については、公衆電話・緊急通報に係る単価も含んだもの

※2 交付金額

- ・ 交付金額試算において、光回線電話/ワイヤレス固定電話の扱いは現行の算定方法と同
- ・ 交付金額(加入電話)算定時の加入者回線コスト単価は現行の算定方法と同

1-1-5. 代替サービスに係る交付金の算定方法について

- ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話の提供に係る今後の見通しについては下記の通りです。
 - ✓ ワイヤレス固定電話は、今般の提供要件の変更に関する省令改正を踏まえ、2026年4月より提供エリアを拡大し、光未提供エリア及び光提供エリアのうち光サービスの提供が困難な場合等において、固定電話の代替サービスとして提供していく考え
 - ✓ モバイル網固定電話は、今後のユニバーサルサービス制度の整理を踏まえつつ、MNO事業者から同サービスの卸提供をうけて、2028年度にはワイヤレス固定電話に代えて提供を開始する予定。また、卸元のMNO事業者については、今後公募により選定を行う予定であり、公募により決定された調達条件を踏まえ、モバイル網固定電話の具体的な提供条件の検討を予定
- 上記の見通しを踏まえれば、代替サービスに係る交付金の算定方法については、ワイヤレス固定電話の今後の拡大状況や、**モバイル網固定電話の提供条件が一定程度明らかとなった段階で、具体的な検討を行うことが適当**と考えます。
- その際には、複数の事業者でユニバーサルサービスを支えていく観点から、モバイルサービスの活用を柔軟かつ円滑に行えるような制度設計を行うとともに、NTN等の新技術の導入についても技術の進展等にあわせて検討を行うことが適当と考えます。

1. 交付金算定方法に係る論点

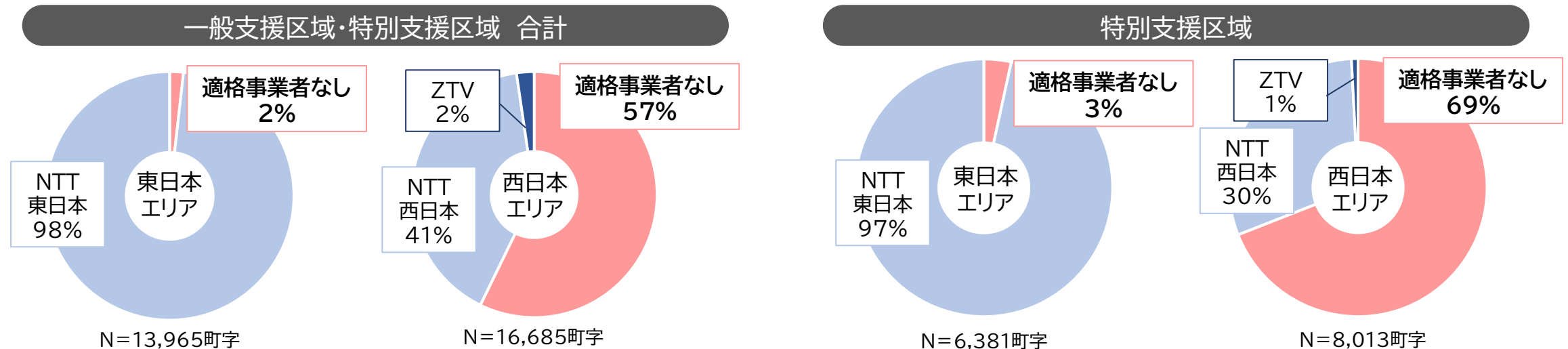
1. 現行の第一種交付金制度の見直し [検討事項③]
2. 現行の第二種交付金制度の見直し [検討事項④]
3. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 [検討事項②]

2. 上記以外の論点

1-2-1. 現行の第二種交付金制度の見直しの必要性について

- 現行制度においては、交付金による維持運用経費の支援を通じて、「地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者」による安定的な提供の確保を図ることが主要な政策目的の一つとされていますが、現状、**適格事業者に申請し、指定されているのは、NTT東西及びZTVの3者のみ**です。
- 特に西日本エリアの支援区域全体の約6割は、多くの事業者がサービスを提供しているにもかかわらず**適格事業者に申請せず不在**となっていることから、**地域事業者による制度の活用が十分に図れている状態にはない**と想定しています。
- 現行制度の目的である不採算地域におけるサービスの安定的な提供確保、また、今後の最終保障提供責務の導入に伴う整備費の増大による国民負担の軽減を図るために、**各地域で最も効率的にブロードバンドサービスの提供を行う事業者が適格事業者として地方のブロードバンドサービスの担い手の役割を担っていただけるような仕組み**としていく観点から、次ページの通り現行制度の見直し事項についてご提案をしているところです。

【支援区域における適格事業者の指定状況(2025年3月時点)】



※2025年度認可の交付金額は、NTT東日本:1.4億円、NTT西日本:500万円、ZTV:0円

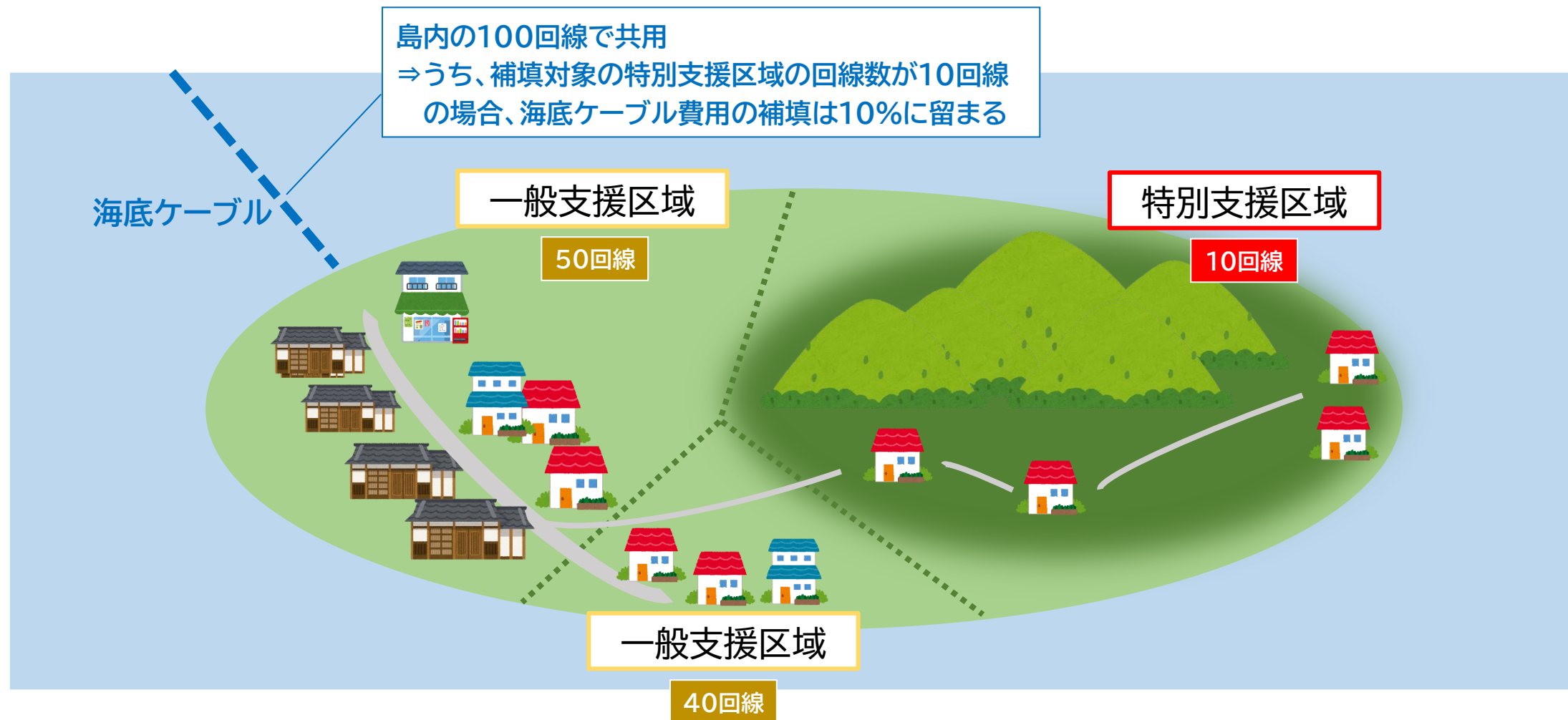
1-2-2. 現行の第二種交付金制度に関する検討事項について

(1)～(2)はユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ(第3回)にて提示した当社要望

検討事項	当社要望
(1)① 譲受した公設設備	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や人件費・物件費の上昇が続く中、特別支援区域に指定されるような不採算地域においては、事業者の経営努力のみでサービス提供し続けることは困難であり、法施行前に民設移行した場合、及び法施行後に公設整備し譲受した場合も支援対象としていただきたい
(1)② 大幅な赤字	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な赤字地域は、公設地域と同様に、人口減少や人件費・物件費の上昇等の状況変化によりサービス提供を維持し続けるのが困難になる可能性が高い地域であることから、適格事業者の収支状況によらず、支援の対象としていただきたい
(1)③ 第二種交付金の継続	<ul style="list-style-type: none"> 支援が受けられることを期待して新規整備・民設移行した地域について、その後の状況変化によらず、赤字が生じる期間においては、支援が継続されるような仕組みとしていただきたい
(1)④ 迅速な第二種交付金の交付	<ul style="list-style-type: none"> 未整備地域の整備から交付金の交付開始まで2年程度の期間を要し、その期間に生じる赤字は事業者負担となっており、未整備地域の解消促進の観点から、1年の役務提供を継続し支援が受けられる要件を満たすことが見込まれる場合は、より早期から赤字分の支援をいただける仕組みに見直していただきたい
(2)① 今後新たに光ファイバを整備する区域	<ul style="list-style-type: none"> 同一町字内において法施行時点で50%超を整備している事業者が存在する区域は、当該区域の光未整備エリアにて新規整備を行ったとしても支援の対象外となっており、未整備地域の解消促進の観点から、一般支援区域であっても法施行後に新規整備が行われたエリアについては、法施行時点の整備状況等によらず特別支援区域に指定いただき赤字に対する支援をいただける制度へ見直していただきたい
(2)② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域	<ul style="list-style-type: none"> 既設海底ケーブルについても、特別支援区域への役務提供に必要なコストとして支援対象に含まれることを明確にしていきたい 既設海底ケーブルの維持費に対する支援が一部に留まる場合、離島全体の新規整備や民設移行が滞る状況も考えられるため、海底ケーブルを利用する離島内の一般支援区域は全て特別支援区域として指定したうえで、実際に生じた赤字を支援いただきたい(参考5)
(3)その他 (支援区域の指定等において事業所を考慮することについて)	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度では、国勢調査上の世帯数がゼロの区域は、事業所等を対象に役務提供が行われていたとしても、適格事業者の担当支援区域として指定されないが、個人のみならず法人もユニバーサルサービスの役務提供先と位置付けられていることを踏まえれば、事業所等を含めた当該区域の役務提供の実態に応じて担当支援区域の指定が行われるよう見直すことが必要 (具体的には、全事業者が報告している回線規模等報告について、世帯数と事業所数の合計を母数として世帯カバー率を算定する等の定義変更を実施することにより対応)

(参考5-1) 一般支援区域と特別支援区域が混在する離島

- 既設海底ケーブルの維持費に対する支援が一部に留まる場合、海底ケーブルの維持更新が困難となり、結果として離島全体へのブロードバンドの安定的な役務提供が困難になることが考えられるため、海底ケーブルを利用する離島内の一般支援区域は全て特別支援区域として指定したうえで、実際に生じた赤字を支援いただきたいと思います。



(参考5-2) 一般支援区域と特別支援区域が混在する離島の事例①

構成員限り

(参考5-3) 一般支援区域と特別支援区域が混在する離島の事例②

構成員限り

(参考5-4) 一般支援区域と特別支援区域が混在する離島の事例③

構成員限り

1. 交付金算定方法に係る論点

1. 現行の第一種交付金制度の見直し [検討事項③]
2. 現行の第二種交付金制度の見直し [検討事項④]
3. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 [検討事項②]

2. 上記以外の論点

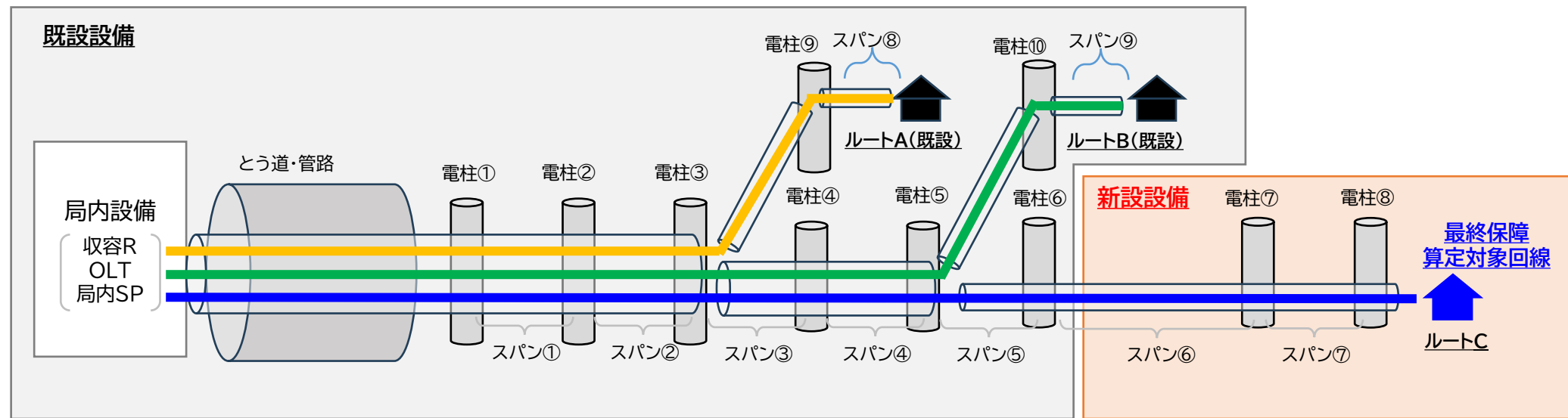
1-3-1. 最終保障交付金に現行制度の算定方法を適用することの課題について

- 最終保障提供責務に係る交付金(以下、最終保障交付金)の算定にあたって、**現行のBBユニバ交付金制度(以下、現行制度)の複雑かつ精緻な算定方法**を用いる場合、最終保障提供責務に基づく提供回線数の増大に伴い、事業者の算定業務や総務省の確認・検証に係る**実務面の負担増**を招き、**算定・検証の適正性・妥当性の担保が困難**となると想定しています。

(現行制度における交付金算定の状況) (参考6)

- ✓ 現行BBユニバ制度における特別支援区域の交付金算定方法(七条式による算定)においては、交付対象の町字(回線)で利用する設備の**設備量・資産額を設備種別・設備区間毎に特定・把握**した上で、交付対象町字(回線)に帰属する設備量を**設備種別・設備区間毎の設備利用状況に基づき分計**するとともに、**当該設備量等をベースにした維持費用を算定**
 - ✓ 上記の設備量や設備利用状況の把握に当たっては、**設備の管理原簿を個別に調査し、手作業で対象設備の設備量等の特定などの作業を実施する必要**(特に算定対象と算定対象外の町字(回線)で共用している設備に係る設備量等の分計には相当の稼働を要している)があり、その対応に**膨大な稼働を要している状況**(昨年原価届出では、約380町字の算定・届出を実施)
- 最終保障提供責務はエリア単位ではなく、回線単位で生じるものであるため、算定単位も**従来の町字単位より細分化した回線単位の算定が必要**になること、また、**未整備世帯162万が最終保障提供責務の母数**となることを踏まえれば、算定方法の効率化は不可欠と考えます。

(参考6) 現行制度における算定方法を準用した場合の具体的な算定プロセス



■現行の七条式算定(実際設備量に基づく算定、支援対象分を配賦で把握)を準用する場合

新設設備

(1) 新設設備(スパン⑥⑦・電柱⑦⑧)に係る資産額を把握し、減価償却費及び維持コスト・報酬等を算出(資産額×設備管理運営費比率)

既設設備 →最終保障算定対象回線以外の提供にも寄与しているため、最終保障算定対象コストの分計のために**收容局毎に**以下の工程が必要

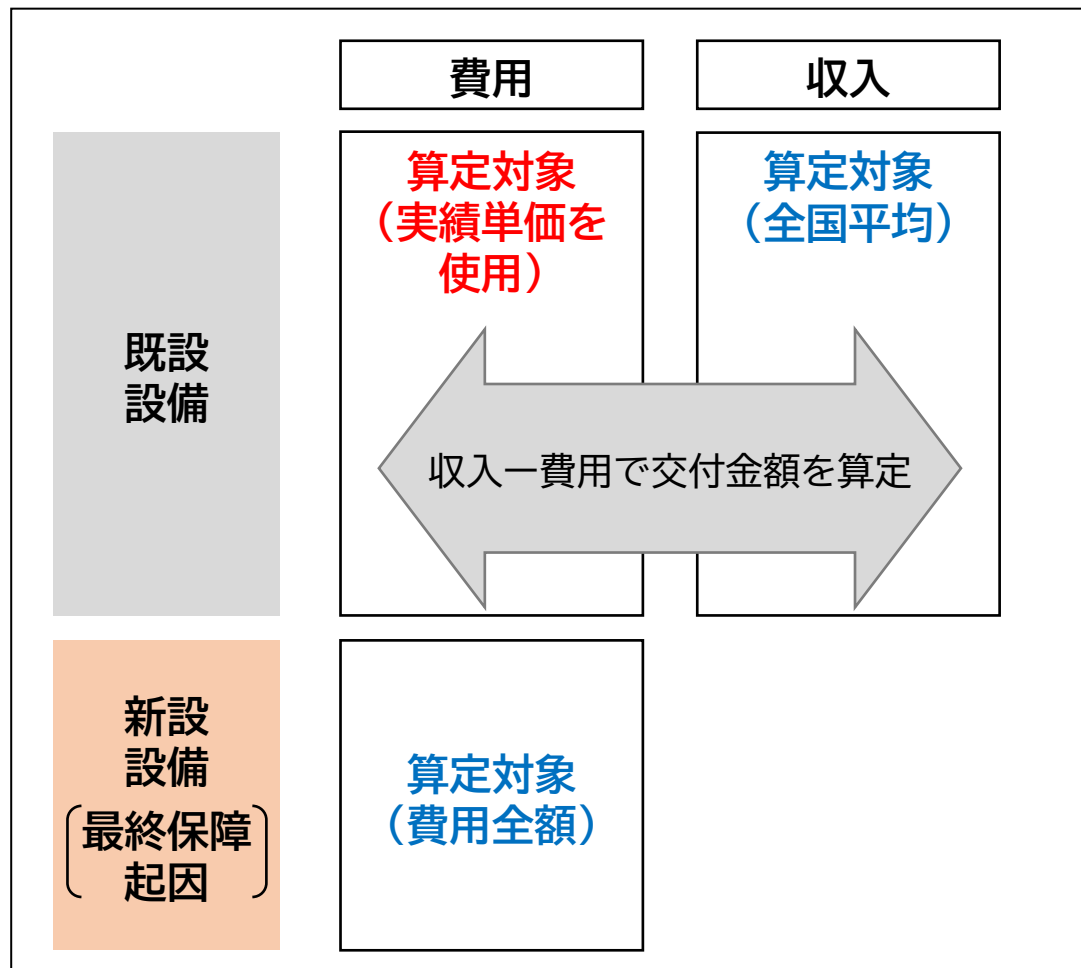
- (1) 收容局配下の全ての引込柱から收容局までのルート情報を全部辿り、全スパンとルートの対照表と、ルートごと利用芯線数を予め作成
- (2) 最終保障算定対象回線が通過する引込柱から收容局までのルートを、(1)と引込柱から特定(ルートC)
- (3) 收容局全設備データから、ルートCの利用設備を特定し、設備種別ごと・スパンごとの設備量(数量・亘長)を把握(局内設備、とう道・管路、電柱、ケーブル)
- (4) (3)で把握した設備ごと・スパンごと設備量を、ルートCにルート数按分で配賦
- (5) (4)でルートCに配賦された設備ごとの設備量に対し、単価を乗じて維持管理コストを算出(減価償却費・維持管理費)

1-3-2. 最終保障提供責務に係る交付金算定方法の見直しの方向性について

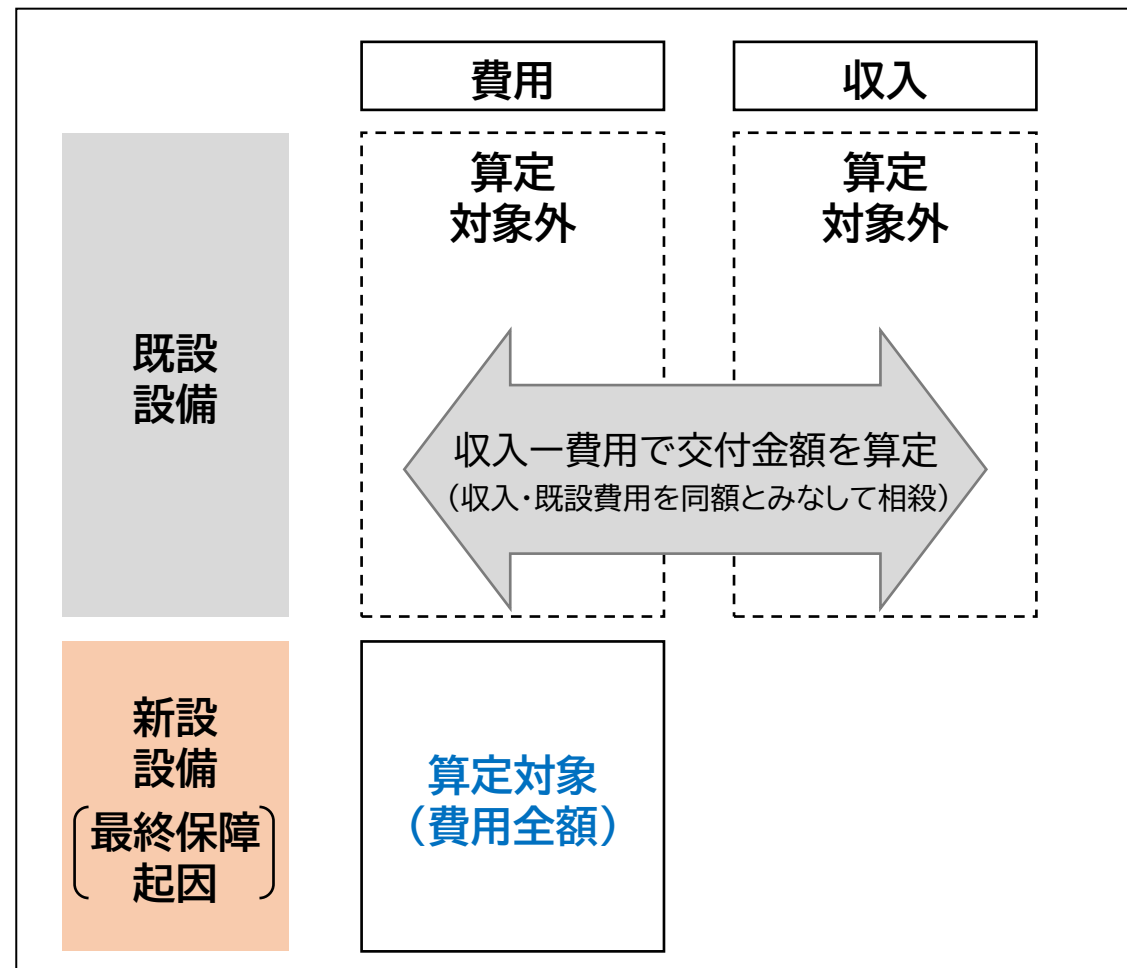
- 前述の課題を踏まえ、最終保障交付金の算定にあたっては、**算定業務の中で最も多くの稼働を要している設備量等の分計を極力行わない方法を志向**することで、算定の適正性を担保しつつ、**算定の効率化**を図っていくことが必要と考えます。(参考7)
 - ✓ 最終保障提供責務の履行に当たって新たに構築する設備(以下、新設設備)に係るコストについては、現行制度と同様、実際に構築した設備量に基づく算定を行うが、必要十分かつ合理的なレベルの設備構築であることを前提に、当該新設設備の利用状況(最終保障提供責務履行後の増設回線や他事業者の接続※等による共用)に関わらず、そのコスト全額を補填対象回線(責務の履行対象となった回線)に帰属(共用による分計は実施しない)
 - ※ 当該設備構築に係る交付金は、接続料との二重回収が生じないように対応
 - ✓ 最終保障提供責務の履行に用いる構築済の設備(以下、既設設備)に係るコストについては、下記いずれかの方法を用いることにより、実際に構築した設備量に基づく算定や当該既設設備の利用状況を踏まえた設備量・コストの分計は実施しないこととする
 - 案1:最終保障提供責務の履行が必要となる未整備エリアの**地域特性を反映した既設設備の実績コストに基づき算定する平均単価(実績単価)**(例:現行BBユニバ制度における届出実績を対象)を**算定・適用**
 - 案2:(実績単価の算定・適用が困難な場合)**既設設備に係るコストと算定対象回線の収入額を同額とみなして相殺**

(参考7) 既設設備コストの算定方法イメージ

案1：既設設備コストとして実績の平均単価を算定・適用



案2：既設設備コストと収入額を相殺



1-3-3. 算定方法の詳細について

- 「最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務の在り方一次答申」で整理されている通り、交付金の算定対象の費用は、整備費(減価償却費)と維持費の双方を対象とすることを前提に、具体的な算定方法案について下記の通りお示しいたします。

(新設設備)

- ✓ 現行制度と同様、新設設備の設備量・資産額を個別に把握し、設備毎に耐用年数で除すことで構築費(償却費)を算定
- ✓ 維持費についても、現行制度と同様、資産額に接続約款に定める設備管理運営費比率等の係数を乗じて算定

(既設設備(案1の場合))

- ✓ 最終保障提供責務の履行が必要となる未整備エリアにおいては、樹木伐採・斜面への電柱建設等を要する山間部や橋梁へのケーブル添架・塩害対策等が必要な沿岸部など設備構築や維持に追加的なコストが必要な大幅な赤字エリアであると想定
- ✓ この地域特性を反映するため、現行制度の特別支援区域(公設・未整備)に係る交付金として**算定・届出を実施した実績原価を算定対象回線数で除した1回線当たりコスト(実績単価)**を用いる
- ✓ この場合、新設設備に係るコストと既設設備に係るコストの合計から1回線当たり収入額を減算した金額を、算定対象回線の赤字額として交付金の対象とする

(既設設備(案2の場合))

- ✓ 上述の地域特性を踏まえ、既存設備に係るコストのみでも利益は生じないものと想定し、**既設コストは算定(補填)対象外とする代わりに収入額の控除も行わない(収入額と既設コストを同額とみなして相殺)**
- ✓ この場合、新設設備に係るコストを算定対象回線の赤字額として交付金の対象とする

1-3-4. 最終保障提供責務履行により発生した赤字の確実な回収について

- 最終保障提供責務に基づく役務提供の申込み承諾後に、当該回線の申込取消・解約や当該回線が設置されているエリアへの他事業者の新規参入等の状況変化により、当該回線が最終保障交付金の対象外とされてしまうリスクがあります。
- そのような場合、最終保障提供責務を果たすために必要な保守費等のコストに加え、当該回線の提供のために新たに構築した新設設備の償却費や撤去費も回収できないこととなるため、**これらの状況変化があっても、最終保障提供責務の履行に要した赤字の全額回収を担保する制度設計が必要**です。

(赤字額算定に係るコストの扱い)

○保守費等

最終保障提供責務を提供または、最終保障提供責務の提供が中断したとしても、設備が現存する限り対象

○減価償却費(除却損)

状況変化によらず、新設設備に係るコストは対象設備の**減価償却期間にわたって加算を継続**、または、状況変化により最終保障交付金の対象外となった時点で**未回収の構築費(未償却残高)を一括で加算**等の仕組みを設けることが必要

○撤去費

最終保障提供責務に基づき構築した新設設備は、対象回線の解約により未利用となった場合であっても、基本的に将来の申込のために残置することを想定しています。しかしながら、安全確保等の理由により、当該設備の撤去が必要とされる場合には、**撤去費についても補填対象とすることが必要**

1-3-5. 「必要十分かつ合理的な水準」について

<非効率なコストの控除について>

- 新設設備については、地理的条件や要望の内容等に応じて必要な設備量で構築を実施するため、その効率性・妥当性は一律の基準で測れるものではないことから、「必要十分かつ合理的な水準」であることの確認にあたっては、**個々の回線の提供状況を踏まえた検証が必要**と考えます。(例えば、構築実績に対するサンプリング調査を実施した上で非効率性が明確に認められる場合は算定方法の見直し等を議論する等)
- 既設設備については、前述の方法を用いるのであれば効率性・妥当性の検証は不要と考えます。

<近隣事業者に支払うべき「必要な協力」の対価の額の「合理的な水準」>

- 当社としては、設備設置にあたってのスペースが限られている場合や地権者との交渉が困難な場合等、当社が自ら設備を設置し役務提供を行うことが困難な場合において、近隣事業者へ「必要な協力」を求めることを主に想定しています。
- 上記の場合、当社は最終保障提供責務の履行にあたって代替手段を持っておらず、近隣事業者との価格交渉を行うことが困難と想定されるため、一次答申で整理された通り、最終保障事業者が近隣事業者に支払う「協力の対価」について、最終保障提供責務の効率的な履行に必要な費用として、全額を交付金の算定対象に含める必要があると考えます。
- このような場合において近隣事業者に実際に支払った額を「合理的な水準」ではないと判断されたとしても、上記の通り、当社において価格交渉を行うことは困難であることから、交付金にその水準を適用するのではなく、**近隣電気通信事業者への支払額自体が適正なものとなるよう、総務省殿において当該事業者へ指導いただく必要があるもの**と考えます。

1-3-6. 現行制度と最終保障交付金に係る制度の整合について

- ▶ 当社としても、一次答申において示されたように、「最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方を統合的なものとし、全体として、交付金制度が円滑に運用」していくことが望ましいと考えますが、制度設計にあたっては、**現行のユニバーサルサービス制度と最終保障提供責務に係る制度の前提や内容の違いも考慮した検討が必要**と考えます。

(現行のユニバーサルサービス制度と最終保障提供責務に係る制度の前提や内容の違い)

- ✓ 現行制度では、既に構築済(公設設備の譲受を含む)の設備を用いて役務提供を行うことを前提としていることに対し、最終保障提供責務の履行にあたっては、最終保障事業者は基本的に設備の新設を行う必要があること
- ✓ 現行制度では、町字単位で交付金の算定が行われることに対し、最終保障提供責務の履行は利用者の申込単位(回線単位)に求められるため、申込単位(回線単位)で行う必要があること
- ✓ 現行制度は、適格事業者の経営判断に基づき役務提供・設備構築を行うことが前提とされていることに対し、最終保障提供責務は、役務提供を行う責務が課せられており、利用者の申込みエリア・件数を想定することができず、事業者側で算定稼働等を予め管理・調整することができないこと
- ✓ 光未提供の收容局においても最終保障提供責務が課されるため、その場合は、收容ルータやOLT等の所内設備の新設や建物の増改築等が必要になる場合があること

1. 交付金算定方法に係る論点

1. 現行の第一種交付金制度の見直し [検討事項③]
2. 現行の第二種交付金制度の見直し [検討事項④]
3. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 [検討事項②]

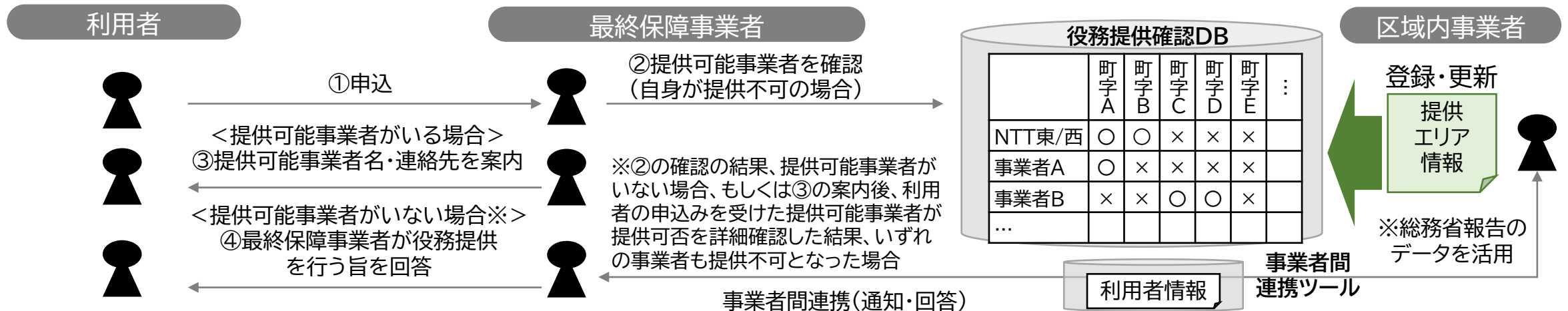
2. 上記以外の論点

2-1. 役務提供確認手続きの確立に向けた検討について

- 役務提供確認の実現方法(枠組み・対応フロー等)については、最終保障事業者・区域内事業者間で検討・具体化を図ることを目的として2月6日に第一回の事業者間会合を実施いたしました。
- 会合にて、事務局(総務省殿・NTT東西)より会合の進め方及び実現方法に関する事務局案を提示し、各社の意見照会を行っているところであり、5月末までに3回程度の会合を開催し、事業者意見およびそれらの意見を踏まえた対応案を取りまとめた上で、総務省殿へ報告を行うことを予定しています。
- 遅くとも2027年5月には制度の運用を開始しなければならない中、300社以上の区域内事業者を対象に事業者間会合での議論のみで実現方式に係る合意形成を図るのは非常に困難なため、委員会・WGにおいて、事業者間会合の報告内容を踏まえ実現方法に対してご意見をいただき、そのご意見を踏まえ、実現方式の決定を行う進め方とさせていただきたいと考えます。

(参考)事業者間会合で検討中の役務提供確認の実現方式案

- 各事業者の提供エリア情報を格納した「役務提供確認DB」を構築・活用した確認により、事業者の運用負担の軽減と速やかな提供可否判定による利用者利便の向上の両立を目指す(あわせて「事業者間連携ツール」により、判定に必要な利用者情報等を事業者間で流通)



2-2. 最終保障事業者が役務提供を拒否できる「特にやむを得ない理由」について

- 最終保障事業者が役務提供を拒否できる「特にやむを得ない理由」については、一次答申において、「地理的条件等の客観的な実態に照らし、最終保障電気通信事業者の努力によりユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難又は不相当と認められるもの」と整理した上で、下記の具体例が示されています。

- ① 地形の特殊性により提供が不能である場合(例:切り立った崖の上等の電気通信回線設備の設置が著しく困難な場所)
- ② 工事施工者の安全確保が図れない場所(例:アスベスト住宅等)への提供の求めがあった場合
- ③ 提供の求めがあった地域が、現に人が定住していない非居住拠点である場合

- ガイドライン策定時に、上記の具体例に該当する個々の事例が「特にやむを得ない理由」に該当するかについて、認識を合わせさせていただきたいと考えます。
 - ・ 設備・建物の様態等に起因し、工事・保守が困難等、地形の特殊性以外の事由に起因して提供不可となる場合
 - ・ 第三者起因(地権者、施設管理者等)により工事・保守が困難な場合 等

2-3. 第一種適格事業者の指定・申請手続きの見直しについて

- 支援区域の単位の細分化により、より多くの事業者に適格事業者の役割を担っていただくことを促すことができる可能性も考えられる一方で、複数の支援区域において適格事業者の申請を行う場合、申請に要する事務負担の増大も懸念されます。
- 特に、適格事業者の指定にあたっては、支援区域単位での収支算定が必要とされているところ、より多くの事業者に適格事業者として参画いただくため、**事業者の過度な負担とならない簡便な算定方法を検討いただきたい**と考えます。
- なお、一次答申でも確認されているように、サービス移行に伴う業務区域の縮小は、加入電話利用者の代替サービスへの段階的な移行が行われるまでの間は生じることはなく、当面、NTT東西は「あまねく責務」と同等の範囲で固定電話サービスの提供を継続することから、段階的な移行までの間は最終保障提供責務に係る交付金制度を新たに設ける必要はなく、**現行の第一種適格電気通信事業者に対する交付金制度の拡充を通じて電話のユニバーサルサービスの維持を図ることが適当**と考えます。

2-4. 第二種適格事業者の指定・申請手続きについて

<第二種適格電気通信事業者の指定水準>

- 指定基準については、今後議論を深めていく必要はありますが、いずれにしても、より多くの事業者に適格事業者として参画いただくため、二種適格事業者の指定に係る制度・手続きは、**事業者の過度な負担とならない方法について検討いただきたい**と考えます。

<地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続>

- 現行制度の交付金算定は、町字単位の担当支援区域の指定や収支の算定が前提となっている一方、最終保障提供責務は申込単位(回線単位)で責務の履行や交付金算定が必要となると想定される等、各々の制度には多くの差異があることから、現行制度の手続きをそのまま最終保障に持ち込むのではなく、**必要な手続きに絞り込む等、効率化を図ることが必要**と考えます。